平成２７年土佐清水市議会定例会１２月会議会議録

第１日（平成２７年１２月　７日　月曜日）

～～～～・～～～～・～～～～

議事日程

日程第１　審議期間の決定

日程第２　会議録署名議員の指名

日程第３　報告第１３号　専決処分した事件の報告について（訴えの提起について）

議案第７６号　平成２７年度土佐清水市一般会計補正予算（第４号）について

議案第７７号　平成２７年度土佐清水市国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）について

議案第７８号　平成２７年度土佐清水市介護保険特別会計補正予算（第２号）について

議案第７９号　平成２７年度土佐清水市指定介護老人福祉施設事業特別会計補正予算（第２号）について

議案第８０号　平成２７年度土佐清水市再生可能エネルギー事業特別会計補正予算（第２号）について

議案第８１号　土佐清水市立防災コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の制定について

議案第８２号　土佐清水市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について

議案第８３号　土佐清水市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について

議案第８４号　土佐清水市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第８５号　土佐清水市教職員住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

議案第８６号　幡多広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び幡多広域市町村圏事務組合規約の一部変更について

議案第８７号　土佐清水市社会体育施設の指定管理者の指定について

日程第４　陳情の付託について

～～～～・～～～～・～～～～

本日の会議に付した事件

日程第１から日程第４まで

～～～～・～～～～・～～～～

議員定数　１２人

現在員数　１２人

～～～～・～～～～・～～～～

出席議員　１２人

１番	田中耕之郎君	２番	岡本　泳君
３番	細川博史君	４番	前田　晃君
５番	浅尾公厚君	６番	森　一美君
７番	小川豊治君	８番	西原強志君
９番	永野裕夫君	１０番	岡﨑宣男君
１１番	仲田　強君	１２番	武藤　清君

～～～～・～～～～・～～～～

欠席議員

なし

～～～～・～～～～・～～～～

事務局職員出席者

議会事務局長	山下　毅君	局長補佐	伊藤牧子君
議事係長	池　正澄君	主事	戸田亜由君
主事	岡林貴也君		

～～～～・～～～～・～～～～

出席要求による出席者

市長	泥谷光信君	副市長	磯脇堂三君
会計管理者兼会計課長	山本　豊君	税務課長兼固定資産評価員	野村仁美君
企画財政課長	早川　聡君	総務課長	木下　司君
危機管理課長	横畠浩治君	消防長	田村光浩君
健康推進課長	戎井大城君	福祉事務所長	徳井直之君
市民課長	二宮真弓君	環境課長兼清掃管理事務所長	坂本和也君
まちづくり対策課長	横山周次君	観光商工課長	岡田敦浩君

農林水産課長	文野　喜文　君	水道課長	田村　和彦　君
じんけん課長	田村　善和　君	しおさい園長	中島　東洋　君
収納推進課長	倉松　克臣　君	教育委員長	竹田　　陽　君
教育長	弘田　浩三　君	学校教育課長	中津　健一　君
生涯学習課長	中山　　優　君	教育センター所長兼少年補導センター所長	弘田　　条　君
選挙管理委員会事務局長	沖　比呂志　君	監査委員事務局長	小松　高志　君

～～～～・～～～～・～～～～

午前１０時００分　　開　　議

○議長（永野裕夫君）　皆さん、おはようございます。定刻でございます。

ただ今から平成２７年土佐清水市議会定例会１２月会議を開きます。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第１、「審議期間の決定」を議題といたします。

１２月会議の審議期間につきましては、議会運営委員会でご審議を願っておりますので、この際、議会運営委員会委員長の報告を求めます。

議会運営委員会委員長　武藤　清君。

（議会運営委員会委員長　武藤　清君登壇）

○議会運営委員会委員長（武藤　清君）　おはようございます。

ただ今、議題となっております１２月会議の審議期間につきましては、１１月３０日開催の議会運営委員会におきまして、議案等を勘案しながら慎重に審議を重ねました結果、本日から１２月２２日までの１６日間と決しました。

審議期間中の日程としまして、本日は審議期間の決定、議案の上程の後、市長の提案理由説明、内容説明を行います。

また、１２月１４日は、議案に対する質疑並びに一般質問を行い、１２月１５日から１６日までは一般質問を行います。

１２月１７日は予算決算常任委員会、総務文教常任委員会を開催、１２月２２日に本会議を開催し、各委員長の報告後、質疑、討論、採決を行い、全日程を終了したいと思います。

以上、報告いたします。

○議長（永野裕夫君）　お諮りいたします。

１２月会議の審議期間は、議会運営委員会委員長の報告のとおり、本日から１２月２２日までの１６日間といたしたいと思います。

これにご異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君）　ご異議なしと認めます。

よって、１２月会議の審議期間は本日から１２月２２日までの１６日間と決しました。

日程第２、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第８８条の規定により１１番仲田　強君、１２番武藤　清君を指名いたします。

この際、議会事務局長に諸般の報告をいたさせます。

議会事務局長。

（議会事務局長　山下　毅君登壇）

○議会事務局長（山下　毅君）　おはようございます。

平成２７年９月会議以降の諸般の報告を申し上げます。

まず初めに、各常任委員会の活動状況についてご報告します。

総務文教常任委員会を２回開催、産業厚生常任委員会を２回開催しました。

次に、議会運営委員会を５回開催し、１１月３０日には１２月会議の日程等について協議を行いました。また、議会だより編集委員会を１回開催し、１１月１日に議会だより第９５号を発行いたしました。

次に、他市から本市への行政視察について申し上げます。

１０月９日、笠岡市議会議員２名が「議会改革等について」、１０月２７日は、男鹿市議会産業建設委員会委員一行７名が「新規漁業就業者支援事業等について」行政視察のため来局いたしました。

次に、その他の主な件について、日を追って申し上げます。

９月１９日、しおさい敬老祝賀会が開催され、議長が祝辞を述べました。

１０月９日、四国市議会議長会理事会が松山市で開催され、議長、副議長、事務局長が出席。

１０月１７日、第４０回土佐清水市高齢者体育大会が開催され、議長が出席。

１０月１９日から２７日まで、議会基本条例に基づく議会報告会を５回開催しております。

１０月２０日、１０月会議が開催されましたことはご承知のとおりであります。

１０月２２日、２３日、高知県市議会議長会視察研修が奈良市等で行われ、議長、副議長、事務局長が出席。

１０月２５日、第５５回土佐清水市美術展覧会の表彰式が市民文化会館で開催され、議長が

出席し、祝辞を述べました。

１０月２８日、トップセミナーが高知市で開催され、副議長が出席。

１０月３０日、幡多広域市町村圏事務組合議会が四万十市で開催され、議長が出席。

１１月１日、高知県戦没者追悼式が高知市で開催され、議長が出席。

１１月４日、第３８回四国西南地域市議会議長懇談会定期総会が宿毛市で開催され、議長、副議長、事務局長が出席。

１１月１０日、土佐清水市戦没者追悼式が市民文化会館で開催され、議長をはじめ各議員が出席し、議長が追悼の辞を述べました。

１１月１９日、幡多三市議会議員研修会が本市で開催され、議長をはじめ各議員が出席。

１１月２５日、土佐くろしお鉄道中村・宿毛線運営協議会臨時総会が四万十市で開催され、議長、総務文教常任委員会委員長が出席。

１１月２６日、幡多三市議会議長懇談会が四万十市で開催され、議長、副議長、事務局長が出席。

１１月２７日、幡多六市町村議会議長懇談会が大月町で開催され、議長、副議長、事務局長、事務局長補佐が出席。

１１月３０日、第４８回土佐清水市社会福祉大会が市民文化会館で開催され、議長が出席し、祝辞を述べました。

１２月５日、６日、第３２回土佐清水市産業祭が開催され、議長をはじめ各議員が出席。

次に、休会中の議員派遣についてご報告いたします。

１０月１９日から２７日にかけて、議会報告会を開催し、各議員が派遣されました。

また、１０月９日、四国市議会議長会理事会が松山市で、１０月２２日、２３日、高知県市議会議長会視察研修が奈良市等で、１０月２８日、トップセミナーが高知市で、１１月４日、第３８回四国西南地域市議会議長懇談会定期総会が宿毛市で、１１月２５日、土佐くろしお鉄道中村・宿毛線運営協議会臨時総会が四万十市で、１１月２６日、幡多三市議会議長懇談会が四万十市で、１１月２７日、幡多六市町村議会議長懇談会が大月町で、それぞれ開催され、副議長並びに総務文教常任委員会委員長が派遣されました。

次に、提出議案について申し上げます。

今会議に提出されております案件は、報告第１３号「専決処分した事件の報告について（訴えの提起について）」の報告１件並びに議案第７６号「平成２７年度土佐清水市一般会計補正予算（第４号）について」から、議案第８７号「土佐清水市社会体育施設の指定管理者の指定について」までの議案１２件、計１３件であります。

これらの案件名につきましては、議案綴りのとおりでありますので、省略させていただきま

す。

以上で、諸般の報告を終わります。

○議長（永野裕夫君）　諸般の報告は終わりました。

日程第３、市長提出報告第１３号「専決処分した事件の報告について（訴えの提起について）」の報告１件及び議案第７６号「平成２７年度土佐清水市一般会計補正予算（第４号）について」から議案第８７号「土佐清水市社会体育施設の指定管理者の指定について」までの議案１２件、計１３件を一括議題といたします。

この際、提出者に提案理由の説明を求めます。

市長。

（市長　泥谷光信君登壇）

○市長（泥谷光信君）　おはようございます。

本日ここに、平成２７年土佐清水市議会定例会１２月会議の開催に当たり、市政の課題等につきまして、所信の一端を申し述べますとともに、平成２７年度土佐清水市一般会計補正予算（第４号）をはじめとする議案等についてご説明を申し上げ、議員の皆様及び市民の皆様にご理解とご協力をお願いしたいと思います。

まず、地方創生についてであります。

さきの９月会議の全員協議会におきまして、策定中でありました本市の「人口ビジョン」と「総合戦略」についてご説明をさせていただきましたが、１０月中旬までに策定作業を終え、「土佐清水市人口ビジョン」「土佐清水市まち・ひと・しごと創生総合戦略」として、１０月２１日に国・県に提出し、同時に市ホームページにより公表したところです。

国立社会保障・人口問題研究所の人口推計では、４５年後の平成７２年の本市の人口は5,２５９人まで減少すると予測されています。しかしながら、今回策定した「土佐清水市人口ビジョン」では、合計特殊出生率及び社会移動の考え方などを県に準じながら独自推計を行い、４５年後の将来人口を国立社会保障・人口問題研究所の推計値より約3,１００人多い8,３５７人としております。近年の本市の人口動態は２５０人の自然減、１５０人の社会減、合わせますと年間約４００人減の状況が続いており、この状況から見ますと、ハードルが高く、意欲的な数値設定ではありますが、「土佐清水市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に位置づけた施策・事業を着実に実行し、評価・検証を行い、また、改善すべきところは改善し、掲げた数値目標を確実に達成していくことにより、４５年後の平成７２年に8,３５７人を維持することは、実現可能な数値であると確信しており、さらに限りなく１万人に近づける努力を続けてまいる決意です。

なお、この「土佐清水市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定に当たっては、庁内の作

業部会、策定委員会及び外部有識者を含めた検討会議におきまして議論を重ねたほか、市内１５カ所を二巡し、延べ５１３人の方々に参加をいただきました「住民座談会」をはじめ、市内の若い世代を対象に２回実施し、延べ９２人の方々に参加をいただきました「清水の将来を考える会」におきまして、さまざまな年代の方々から幅広く、地方創生に向けての意見やアイデアをいただき、それらをできる限り反映させる形で作業を進めてまいりました。最終的には、平成３１年度までの５年間の総合戦略として、４つの基本目標を掲げ、その目標達成に向け、３８施策、１４５事業を盛り込んでおります。これらの事業を着実に実行し、喫緊の課題であります人口減少問題に立ち向かい、土佐清水市の創生を成し遂げるため、全力を挙げて取り組んでまいります。

次に、平成２８年度予算編成方針についてであります。本年８月の総務文教常任委員会で最新の長期財政見通しについてご説明をさせていただいたとおり、今後も大変厳しい財政運営が続くこととなります。来年度の予算編成につきましては、これまでどおり、「子どもは宝」「若者は希望」「お年寄りは誇り」「命を守る」「絆は力」この５つを重点施策として、予算を重点化するほか、先ほど申し上げました「土佐清水市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に盛り込んだ事業については、地方創生枠として新たに特別枠に位置づけることとしております。

しかしながら、一方では財政不足の圧縮や財政健全化に努めていくことも必要不可欠であり、限られた財源の中で事業の緊急性、必要性、費用対効果、類似事業の整理統合、さらには優先順位の選択などを十分に検証した上で、既存事業の見直し、効率化を徹底することを指示したところです。

地方創生の新型交付金、新たな施策や支援制度など、国・県の動向を注視しながら、当初予算に反映できるものは積極的に導入していきたいと思っております。

続きまして、第三セクターの再編とホールディングス化についてであります。

この件につきましても、９月会議の全員協議会で概要とスケジュール等についてご説明させていただきましたが、先日、土佐食株式会社と株式会社土佐清水元気プロジェクトで取締役会が行われ、ホールディングス化に伴う株式移転計画書が同意されました。また、１２月１３日には、この株式移転計画書の承認についての臨時株主総会が両社で開催される予定で、年明けの１月１７日に新たな持ち株会社であります「土佐清水ホールディングス株式会社」の設立総会を開催することとしております。

今回のホールディングス化は、単なる第三セクターの再編にとどまらず、水産資源の調達と保管、新規事業や設備投資に係るファイナンス手法など具体的な施策を展開するものであり、ホールディングス化による効率的な運営と安定経営を目指し取り組んでいくことにより、本市が抱える産業課題であります「水産資源の確保」「交流人口の減少」「地域商業の縮小」「少

子高齢化への対応」「後継者不足」などの解消を図るとともに、本市産業全体の活性化を図ってまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

さて、少子高齢化が急速に進む本市は、高齢化率が既に４０％を超え、また近年の年間出生者数は５０人台で、人口減少に歯どめがかからない状況が続いています。このような状況ではありますが、大変うれしいニュースがありました。「第３回全国小・中学校リズムダンスふれあいコンクール」に清水小学校５年２組が予選を通過し、全国大会に出場することとなりました。このコンクールの予選には、全国からビデオにより応募のあった作品から厳正な審査が行われ、このたび、見事に清水小学校５年２組が全国大会出場チームに選ばれたとのことであります。コンクールの特徴としましては、ダンスが得意な児童だけが出場するのではなく、学校・学級単位によりクラス一丸となって出場する大会であり、今回の同校の予選通過は、クラスメイト２５人が一丸となって結束した結果だと思っております。全国大会は、今月２７日に東京で開催されます。子どもたちの夢をかなえるため、市としても全面的に応援させていただきます。

なお、全国大会出場に際し、関連予算を本会議に補正予算として計上させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

清水小学校５年２組の皆さんには、結果にこだわることなく、小学校生活の思い出づくりとして、悔いの残らぬよう精いっぱい踊って大会を楽しんでいただきたいと思っております。

続きまして、マイナンバー制度の状況についてご報告いたします。

ご承知のとおり、「通知カード」の配達は１０月下旬から始まり、１１月末までに市内の配送は終了しております。配達時に不在等で受け取られなかったものは、全て市役所に返戻されておりますが、その後、普通郵便による通知を行い、現在、再郵送などの作業を進めているところです。

受け取りをされたこの「通知カード」は、行政機関などの手続でマイナンバーを記入する際、自分の番号を確かめるために使ったり、窓口で提示を求められたりするときなどに必要となりますので、土佐清水市ではマイナンバー制度の内容や利用方法をわかりやすく理解してもらうために、市独自の小冊子を作成し、１１月号の広報とともに市内全戸に配布しております。

この小冊子の作成に当たっては、市民課で住民向けの内容に絞り、できる限り文字を大きく読みやすくしています。また、課長を中心に女性スタッフの細やかな気配りで、見やすさに加え、カードと小冊子をセットで保存できるように配慮し、ポケットのついたクリアケースに入れて、全戸に配布いたしました。

今回、各家庭に届けられた「通知カード」には、「個人番号カード」と呼ばれる別のカードの申請書も同封されていますが、「通知カード」がマイナンバーを記載した紙のカードに対し、

「個人番号カード」はさらに顔写真やＩＣチップなどが入ったプラスチックのカードで、公的な本人証明書としても利用可能で、初回は無料で発行されます。希望者は、申請書に顔写真を貼り、署名または記名、押印の上、同封の返信用封筒に入れ、郵便により申請していただくこととなりますが、申請書にあるＱＲコードを読み取り、スマートフォンで申請することもできます。

申請後は、カードができたことを伝える「交付通知書」が届き、来年１月以降に市役所の窓口で「通知カード」と引きかえに「個人番号カード」を受け取ることになりますが、個人番号カードには有効期限があり、２０歳未満は５年、２０歳以上は１０年で更新しなければなりません。この「個人番号カード」申請に当たって、先日の各地区区長会をはじめ多くの市民の皆様より申請に必要な顔写真の撮影を市役所や各市民センターで行うことができないかとの要望を受け、課内で検討した結果、来年より写真撮影のサービスを実施する運びといたしましたのでご報告いたします。

次に、ご寄附の報告をさせていただきます。

土佐清水商工会議所会員親睦ゴルフコンペ一同様から、昨年に引き続き、社会福祉に役立ててほしいと１０万円のご寄附をいただきました。まことにありがとうございました。目的に沿って大切に使わせていただきます。この場をおかりいたしまして厚く感謝申し上げます。

それでは、ご提案申し上げました議案につきまして、簡単に概要をご説明申し上げます。

本会議には、報告１件、予算案５件、条例案等７件の計１３件をご提案させていただいております。

報告第１３号は、訴えの提起について専決処分した報告であります。

議案第７６号から第８０号までの５件は、平成２７年度予算に係る補正予算であります。

一般会計補正予算（第４号）は、後期高齢者医療など社会保障費等の増額及び前年度事業の精算返還金のほか、農地集積関連交付金や漁業担い手育成事業、災害復旧事業、人事異動に伴う人件費の年間予算額の調整など、歳入歳出それぞれ合計5,４２７万6,０００円を補正計上し、一般会計予算総額は１１５億6,０９０万5,０００円となります。

特別会計では、４会計につきまして補正予算案を計上させていただきました。

国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）は、医療給付費の増などに伴い、補正計上するものであります。

介護保険特別会計補正予算（第２号）、指定介護老人福祉施設事業特別会計補正予算（第２号）及び再生可能エネルギー事業特別会計補正予算（第２号）は、本年４月の人事異動に伴う人件費の年間予算額の調整に係る補正予算であります。

議案第８１号は、本年度中に完成予定の防災コミュニティセンターの設置及び管理に関する

条例の制定についてであります。

議案第８２号は、マイナンバーの独自利用等に係る条例の制定についてであります。

議案第８３号及び第８４号は、地方税法等の改正に伴う条例改正であります。

議案第８５号は、現在、改築中の清水小学校に隣接する教職員住宅を駐車場として整備することに伴う条例改正であります。

議案第８６号は、幡多広域市町村圏事務組合の共同処理する事務及び規約の一部変更につきまして議決を求めるものであります。

議案第８７号は、社会体育施設の指定管理者の指定について議決を求めるものであります。

以上をもちまして、議案提出に当たっての私からの説明を終わらせていただきます。なお、細部につきましては、所管課長から説明をいたしますので、何とぞご審議の上、適切な議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（永野裕夫君）　以上で、提案理由の説明は終わりました。

お諮りいたします。

ただ今から予算案並びに条例案等に対する内容説明を求めたいと思います。

これにご異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君）　ご異議なしと認めます。

よって、予算案並びに条例案等に対する内容説明を求めることに決しました。

議案第７６号「平成２７年度土佐清水市一般会計補正予算（第４号）について」及び議案第７８号「平成２７年度土佐清水市介護保険特別会計補正予算（第２号）について」から議案第８０号「平成２７年度土佐清水市再生可能エネルギー事業特別会計補正予算（第２号）について」までの議案４件の説明を求めます。

企画財政課長。

（企画財政課長　早川　聡君登壇）

○企画財政課長（早川　聡君）　おはようございます。

議案第７６号「平成２７年度土佐清水市一般会計補正予算（第４号）について」ご説明いたします。

歳出からご説明いたします。

補正予算書の１８ページをお開きください。

はじめに、各目に計上いたしました２節給料、３節職員手当等、４節共済費につきましては、今年度４月の人事異動による現在の職員配置に伴う年間の人件費に係るものでございますので、説明は省略させていただきます。

２款１項１目一般管理費、９節旅費から１４節使用料及び賃借料までの合わせて４２８万9,０００円は、今年度支払い実績から推計した決算見込みに基づく不足額を計上しております。

７目企画振興費、８節報償費１３万円及び２５節積立金１３０万円の計１４３万円は、土佐清水市ふるさと元気寄附金の実績見込みにより、寄附者への贈呈品及び基金への積立金を増額するものであります。

なお、１２月４日現在における本年度寄附金の現状は、５０名、２８０万6,７００円となっております。

１９節負担金、補助及び交付金２６万7,０００円は、幡多広域市町村圏事務組合の人事異動等に伴う人件費に係るもので、市町村負担金を追加計上しています。

１１目情報企画費、１３節委託料４４万9,０００円は、軽自動車税の法改正に伴い、平成２８年度賦課分より経年重課、グリーン化特例が実施されることから、安定したシステム運用を図るため、軽自動車税システム改修に要する委託料を計上しております。

１９ページをお願いいたします。

３款１項２目障害者福祉費、２３節償還金、利子及び割引料９５４万7,０００円は、平成２６年度事業実績確定に伴う障害者自立支援給付費等国庫負担金精算返還金５２４万8,０００円、障害児入所給付費等国庫負担金精算返還金１４万円、障害者医療費国庫負担金精算返還金９７万6,０００円の合わせて６３６万4,０００円、障害者自立支援給付費等県負担金精算返還金２６２万4,０００円、障害児入所給付費等県負担金精算返還金７万円、障害者自立支援医療費県負担金精算返還金４８万9,０００円の合わせて３１８万3,０００円を計上しております。

３目老人福祉費、１３節委託料１９１万4,０００円は、四万十市の養護老人ホーム白藤園の入所者が当初の５名から７名にふえたことによる養護老人ホーム入所措置委託料を計上しております。

２０ページから２１ページをお願いいたします。

４目福祉医療費、２０節扶助費５５５万1,０００円は、今年度支払実績から推計した決算見込みに基づく不足額を計上しております。財源につきましては、県補助金充当後の残り全額について過疎対策事業債ソフト事業の地方債を見込んでおります。

２３節償還金、利子及び割引料２２万6,０００円は、平成２６年度事業実績確定に伴う未熟児養育医療費国庫負担金精算返還金を計上しております。

５目社会福祉施設費、７節賃金は、今年度４月の人事異動により嘱託職員の人件費が不用となったことから、３９２万4,０００円を減額するものであります。

７目介護保険対策費、２８節繰出金２６４万円は、今年度４月の人事異動による現在の職員

配置に伴う年間の人件費として、介護保険事業特別会計へ繰り出しするものであります。

９目臨時福祉給付費、２３節償還金、利子及び割引料３２６万円は、臨時福祉給付金給付事業の平成２６年度事業実績確定に伴う国庫補助金精算返還金を計上しております。

３款２項１目児童福祉総務費、１９節負担金、補助及び交付金1,１３３万9,０００円は、認定区分ごとに認定こども園（しみず幼稚園、宿毛幼稚園）を利用する子どものための教育・給付（施設型給付）を保護者にかわって施設が代理受領するものでありますが、実績見込みに基づき、給付費を追加補正するものであります。

２３節償還金、利子及び割引料１６２万3,０００円は、保育緊急確保事業の平成２６年度事業実績確定に伴う国庫補助金精算返還金を計上しています。

２目保育所運営費、１９節負担金、補助及び交付金2,３９１万円の減額は、認定区分ごとに市内公立保育所５園を利用する子どものための教育・給付（施設型給付）を保護者にかわって施設が代理受領するものでありますが、公定価格の確定及び実績見込みに基づき、給付費を減額補正するものであります。

２３節償還金、利子及び割引料１４万7,０００円は、保育緊急確保事業（一時預かり事業）の平成２６年度事業実績確定に伴う国庫補助金精算返還金を計上しています。

３目母子福祉費９６万7,０００円は、母子家庭等対策総合支援事業の平成２６年度事業実績確定に伴う国庫補助金精算返還金を計上しています。

４目子育て世帯臨時特例給付費、２３節償還金、利子及び割引料１０５万円は、子育て世帯臨時特例給付金給付事業の平成２６年度事業実績確定に伴う国庫補助金精算返還金を計上しています。

２２ページをお願いいたします。

３款３項１目生活保護総務費、２３節償還金、利子及び割引料３２万2,０００円は、生活保護適正実施推進事業の平成２６年度事業実績確定に伴う国庫補助金精算返還金を計上しています。

２目扶助費、２３節償還金、利子及び割引料７５９万6,０００円は、平成２６年度事業実績確定に伴う生活保護費等国庫負担金精算返還金を計上しています。

４款１項１目保健衛生総務費、２８節繰出金は、国民健康保険事業特別会計へ繰り出しするもので、法定繰り出し分であります保険基盤安定繰出金3,７２７万9,０００円と今年度４月の人事異動による現在の職員配置に伴う年間の職員給与費等繰出金４９万9,０００円の合わせて3,７７７万8,０００円を経常分として計上しております。

３目健康増進事業費、１９節負担金、補助及び交付金5,１９６万6,０００円は、後期高齢者医療広域連合に対して、医療給付に要する経費にかかる市町村負担金として支払うもので、今

年度の決算見込みに基づく不足額を計上しております。

２３ページをお願いいたします。

４款２項１目清掃総務費、１９節負担金、補助及び交付金４７７万4,０００円は、幡多広域市町村圏事務組合に対して、幡多クリーンセンター（ごみ処理施設）の施設運営及び施設整備に要する経費にかかる市町村負担金として支払うもので、今年度の決算見込みに基づく不足額を計上しています。

５款１項３目農業振興費、１９節負担金、補助及び交付金７５０万円のうち、地域集積協力金交付事業３９０万円は、高知県農地中間管理機構にまとまった農地を貸しつけた地域に対して、協力金を交付することで、担い手への農地集積・集約化を支援するもので、取り組みを実施する地区及び面積の増加により、追加計上をするものであります。

耕作者集積協力金交付事業３６０万円は、農地中間管理事業を活用する中で、農地の連担化が図られる場合に、要件を満たす農地の所有者もしくは耕作者に交付金を交付することで、担い手への農地集積・集約化を支援するための交付金を計上しています。両事業とも財源につきましては、全額県補助金が見込まれます。

なお、耕作者集積協力金交付事業につきましては、予算審議における事業説明書１ページをご参照ください。

２３節償還金、利子及び割引料２万4,０００円は、経営所得安定対策推進事業の実施主体である高知はた地域農業再生協議会が、平成２５年度に実施した事業費の中に補助対象外経費が含まれていたことから、関係市町村の負担割合に応じ、国庫補助金を返還するものであります。

４目農業施設費、１１節需用費４５万7,０００円は、農産物等処理加工施設のバッキブロア・空調設備等の修繕料を計上しています。

１４節使用料及び賃借料２７万6,０００円は、斧積地区の排水路修繕に伴う重機借り上げ料を計上しております。

２４ページをお願いいたします。

５款２項４目林道費、１１節需用費７３万円は、平ノ段地区の林道十八川線、市野瀬線の維持修繕工事費を計上しています。

１９節負担金、補助及び交付金１万2,０００円は、当初予算に高知県山林協会年会費及び分担金を計上しておりますが、県工事の事業費割により、不足が生じたため追加補正をするものであります。なお、予算額は１４万9,０００円となります。

５款３項２目１３節委託料３４２万3,０００円の減額は、緊急雇用創出臨時特例基金事業により、過疎地域における道の駅活性化のための人材育成事業を土佐食株式会社へ委託して行う予定でありましたが、３月末までに必要とする人材の雇用ができなかったことから、減額する

ものであります。

１９節負担金、補助及び交付金２４９万8,０００円のうち、漁業生産基盤維持向上事業費補助金１４万7,０００円は、以布利の大型定置網漁で船上活き締めしたサワラ・カンパチなどの漁獲物にブランドタグを取りつけ、産地表示を行うことで、流通市場での以布利ブランドの付加価値化、認知度の向上を図ることを目的に、ブランドタグ制作に係る費用の一部を補助金として交付するものであります。財源につきましては、補助対象経費の２分の１を県補助金、１０分の１が市費となります。詳細は予算審議における事業説明書２ページをご参照ください。

担い手育成団体支援事業費補助金２３５万1,０００円は、９月会議でも補正をいたしましたが、従来の就業者対策に加え、漁業生産者に関連する民間企業や漁協が新たに実施する雇用型の漁業担い手育成事業を支援することを目的に、研修生及び指導者の雇用に係る経費や、漁船傭船料等を補助金として交付するものであります。

今回は、株式会社土佐清水元気プロジェクトが沿岸漁業者を育成するため、漁業研修生２名を雇用する予定であります。

財源につきましては、項目ごとの補助率等に基づき、全額県・市による補助金となります。

２３節償還金、利子及び割引料、沿岸漁業者経営改善促進事業補助金返還金４２万円は、平成２１年度に窪津漁協、平成２２年度に高知県漁協がそれぞれ実施したエンジンリース事業の所有者２名が漁船の乗りかえ及びエンジンの載せかえにより、漁船リースを解除し、売却した譲渡益のうち、総事業費に占める県補助額分を返還するものであります。

２５ページをお願いいたします。

６款１項１目商工振興費、１３節委託料４３２万9,０００円の減額は、緊急雇用創出臨時特例基金事業により、海外事業・インバウンド向け新商品開発・販促人材育成事業を株式会社土佐清水元気プロジェクトへ委託して行う予定でありましたが、３月末までに必要とする人材の雇用ができなかったことから、減額するものであります。

１９節負担金、補助及び交付金、土佐清水市店舗魅力向上事業費補助金５０万円は、地域商業の活性化及び商業機能や商店街の維持・発展につなげることを目的に、土佐清水市中心市街地商業振興計画に規定のある中心市街地内の店舗を対象としております。

株式会社えびふねや呉服店の店舗の改装及び設備に要する経費を補助金として交付するものであります。財源につきましては、補助対象事業費の２分の１を県が直接補助、４分の１を市が補助するものであります。詳細は、予算審議における事業説明書３ページをご参照ください。

７款１項２目すみよいまちづくり費、１１節需用費１２０万円は、市道の崩土除去及び側溝清掃等の修繕料を計上しております。

２６ページをお願いいたします。

７款２項２目がけくずれ住家防災対策事業費、１５節工事請負費３００万円は、市野々地区のがけくずれ住家防災対策工事１件分を計上しております。

３目清水第三土地区画整理費、１９節負担金、補助及び交付金2,１００万円の減額は、清水第三土地区画整理組合補助金（効果促進事業）の財源として、国庫補助金を見込んでおりますが、当初見込額より少ない交付決定となったことから減額補正するものであります。

２１節貸付金2,１００万円の減額は、清水第三土地区画整理組合補助金（効果促進事業）の減額に併せて、同額の清水第三土地区画整理組合貸付金を減額補正するものであります。

７款５項１目住宅管理費、１１節需用費２１０万円は、豪雨や強風による災害分を含む市営住宅維持管理に係る修繕料を計上しております。

２７ページをお願いいたします。

９款１項２目事務局費、２１節貸付金９００万円の減額は、高等学校以上の学生に奨学資金を無利子で貸与して、教育の機会均等を図っておりますが、今年度の貸付見込みに基づき、減額をするものであります。

９款２項１目学校管理費、土佐清水市立学校教育課程振興事業１３６万円は、第３回全国小・中学校リズムダンスふれあいコンクールの映像による一次選考において、清水小学校５年２組が全国ベスト８に選考され、１２月２７日に東京で開催される全国大会へ出場することになったことから、児童２５名の旅費等を補助金として交付するものであります。詳細は予算審議における事業説明書４ページをご参照ください。

２８ページをお願いいたします。

１０款１項３目農業用施設現年補助災害復旧費、９節旅費から１１節需用費までの合わせて３万円は事務費として、１５節工事請負費は布地区の狩津及び上野地区の農地災害復旧工事２件分３５０万円及び久百々地区水路の農業用施設災害復旧工事１件分２００万円の合わせて５５０万円を計上しております。

次に、歳入についてご説明いたします。

１４ページから１６ページをお願いいたします。

１１款１項分担金から１２款１項使用料までは、歳出で説明いたしました各事業の受益者分担金及びそれぞれの施設の利用者負担金、使用料を計上しております。

１３款１項国庫負担金から１４款２項県補助金までは、歳出予算の財源としまして、各事業や業務の国や県の負担率、補助率等に基づいて計上したものであります。

１６ページから１７ページをお願いいたします。

１６款１項１目総務費寄附金１３０万円は、ふるさと元気寄附金の実績見込みにより、特定財源として追加計上しております。

１８款１項１目繰越金6,８７５万3,０００円は、歳出予算の一般財源として計上しております。

１９款３項６目土木費貸付金収入は、先ほど説明いたしました歳出予算の減額に伴い、土地区画整理事業貸付金元金収入2,１００万円を減額するものです。

１９款４項１目雑入は、沿岸漁業者経営改善促進事業費補助金返還金５７万7,０００円と経営所得安定対策推進事業費補助金返還金２万4,０００円の合わせて６０万1,０００円は、それぞれ歳出事業の特定財源として計上しております。

２０款１項２目民生債から９目災害復旧事業債までの合わせて８０万円の減額は、地方債の対象となる事業の財源として、その充当率に基づき計上しています。

９ページをお願いいたします。

第２表繰越明許費につきましては、社会資本整備総合交付金事業大規模修繕・更新事業（市道橋下ノ加江橋架替実施設計業務）及び津波避難路等整備事業について、２カ年にまたがる委託及び工事請負契約の締結をするなどの必要があることから、それぞれ4,１９５万円及び１億1,７５８万5,０００円を限度として、繰越明許費を設定するものであります。

１ページをお願いいたします。

以上によりまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,４２７万6,０００円を追加し、歳入歳出予算の総額は１１５億6,０９０万5,０００円となります。

以上で、議案第７６号「平成２７年度土佐清水市一般会計補正予算（第４号）について」の説明を終わります。

次に、議案第７８号「平成２７年度土佐清水市介護保険特別会計補正予算（第２号）について」ご説明いたします。

歳入歳出一括して説明いたします。補正予算書の８ページから９ページをお願いいたします。

歳出１款１項１目一般管理費、２節給料から４節共済費までの合わせて２６４万円は、歳入７款１項５目、その他一般会計繰入金２６４万円を財源として、今年度４月の人事異動による現在の職員配置に伴う年間の人件費を計上しております。

１ページをお願いいたします。

以上によりまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ２６４万円を追加し、歳入歳出予算の総額は２１億2,２４２万6,０００円となります。

以上で、議案第７８号「平成２７年度土佐清水市介護保険特別会計補正予算（第２号）について」の説明を終わります。

次に、議案第７９号「平成２７年度土佐清水市指定介護老人福祉施設事業特別会計補正予算（第２号）について」説明いたします。

歳入歳出一括して説明いたします。

補正予算書の６ページから７ページをお願いいたします。

歳出１款１項１目一般管理費、２節給料から４節共済費までの合わせて１３０万5,０００円は、歳入５款１項１目特別養護老人ホーム事業基金繰入金を財源として、今年度４月の人事異動による現在の職員配置に伴う年間の人件費を計上しております。

１ページをお願いいたします。

以上によりまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１３０万5,０００円を追加し、歳入歳出予算の総額は４億2,１４５万1,０００円となります。

以上で、議案第７９号「平成２７年度土佐清水市指定介護老人福祉施設事業特別会計補正予算（第２号）について」の説明を終わります。

次に、議案第８０号「平成２７年度土佐清水市再生可能エネルギー事業特別会計補正予算（第２号）について」ご説明いたします。

歳入歳出一括して説明いたします。

補正予算書の６ページから７ページをお願いいたします。

歳出１款１項１目一般管理費、３節職員手当等１６万4,０００円は、歳入２款１項１目売電収入を財源として、今年度４月の人事異動による現在の職員配置に伴う年間の人件費を計上しております。

１ページをお願いいたします。

以上によりまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１６万4,０００円を追加し、歳入歳出予算の総額は9,６９５万1,０００円となります。

以上で、議案第８０号「平成２７年度土佐清水市再生可能エネルギー事業特別会計補正予算（第２号）について」の説明を終わります。

以上で、説明を終わりますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（永野裕夫君）　次に、議案第７７号「平成２７年度土佐清水市国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）について」の説明を求めます。

市民課長。

（市民課長　二宮真弓君登壇）

○市民課長（二宮真弓君）　議案第７７号「平成２７年度土佐清水市国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）について」ご説明いたします。

補正予算書１１ページからごらんください。

１款１項１目一般管理費は、４月の人事異動による給与及び職員手当等の不足額４９万9,０００円を補正いたしました。

２款１項１目一般被保険者療養給付費につきましては、今年度８月診療分までの給付実績と前年度実績と比較した伸び率を勘案し、給付額が１５億3,６６４万8,０００円と見込まれますので、既決予算との差額１億2,５７０万5,０００円を補正するものです。

２款２項１目一般被保険者高額療養費につきましても、一般被保険者療養給付費と同様の推計により、給付額が２億4,１７８万円と見込まれますので、既決予算との差額6,６３４万6,０００円を補正するものです。

３款１項１目後期高齢者支援金は、今年度の後期高齢者支援金が確定しましたので、既決予算との差額４２４万6,０００円を減額補正するものです。

１２ページをごらんください。

６款１項１目介護納付金につきましても、今年度の介護納付金の確定により、既決予算との差額1,１４９万4,０００円を減額補正するものです。

１１款１項１目一般被保険者保険税還付金は、９月末までの還付金支出実績と前年度実績から勘案した返戻金見込み額が１８３万6,０００円となり、既決予算との差額３３万6,０００円を補正するものです。

３目償還金につきましては、平成２６年度療養給付費等負担金などの実績によりまして、3,７２８万6,０００円が超過交付となっておりましたので返還するものです。

１２款１項１目繰上充用金につきましては、平成２６年度決算額確定により、不用額4,７０１万円を減額補正するものです。

次に歳入です。９ページをごらんください。

３款１項国庫負担金、１目療養給付費等負担金として、一般被保険者療養給付費・高額療養費の補正額に３２％のルール分を見込み、7,０３２万4,０００円を、３款２項１目財政調整交付金につきましても、同じく一般被保険者療養給付費・高額療養費の補正額にルール分を見込み、1,９７７万8,０００円をそれぞれ補正するものです。

４款１項１目療養給付費交付金につきましては、交付額の確定によるもので、既決予算との差額4,１２８万1,０００円を減額補正するものです。

５款１項１目前期高齢者交付金につきましても、交付額の確定により、既決予算との差額2,７７１万2,０００円を減額補正するものです。

９款１項１目のうち、１節保険基盤安定繰入金につきましては、保険基盤安定負担金の確定により、既決予算との差額3,７２７万9,０００円を、２節職員給与費等繰入金は、歳出でご説明いたしました４月の人事異動に伴う職員給与費等４９万9,０００円を一般会計から繰り入れるものです。

１０ページをごらんください。

１１款諸収入は、現時点での歳入不足額１億８５３万5,０００円を計上しております。

次に、１ページをお願いします。

以上によりまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１億6,７４２万2,０００円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ３１億7,６９９万9,０００円となります。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（永野裕夫君）　次に、報告第１３号「専決処分した事件の報告について（訴えの提起について）」の報告１件及び議案第８１号「土佐清水市立防災コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の制定について」から議案第８７号「土佐清水市社会体育施設の指定管理者の指定について」までの議案７件、計８件について説明を求めます。

総務課長。

（総務課長　木下　司君登壇）

○総務課長（木下　司君）　皆さん、おはようございます。

それでは、条例案等について説明をいたします。

議案綴りをお願いをいたします。

報告第１３号「専決処分した事件の報告について（訴えの提起について）」議案綴りの１ページから２ページです。

市営住宅使用料請求事件について、民事訴訟法第３８３条の規定に基づき、平成２７年１０月１５日付で中村簡易裁判所に支払督促の申し立てを行いました。

その後、平成２７年１０月１９日付で、相手方から異議申し立てがあり、民事訴訟法第３９５条の規定により、通常訴訟の手続に移行したので、土佐清水市債権管理条例第１０条の規定により、訴えの提起について専決処分したとの報告です。

議案第８１号「土佐清水市立防災コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の制定について」、議案綴りの８ページから１０ページです。

現在、土佐清水市の旧町単位で整備を実施している防災拠点施設のうち、平成２７年度完成が見込まれます三崎地区防災コミュニティセンター、下川口地区防災コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の制定です。

議案第８２号「土佐清水市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について」議案綴りの１１ページから１６ページです。

マイナンバー制度が平成２５年５月３１日に公布され、平成２８年１月１日からマイナンバーの利用が開始されます。マイナンバーの利用には、個人情報の観点から、厳格な規制がかけられており、地方公共団体が利便性の向上を図るため、番号法で定められている社会保障、税、

災害対策分野の事務以外でマイナンバーを独自に利用する事務を追加する場合や、市役所内で情報のやりとりをする場合には、条例を制定をする必要がありますので、今回、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例を制定するものです。

議案第８３号「土佐清水市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について」議案綴りの１７ページから２２ページです。

平成２８年４月１日の地方税法改正に伴い、納税猶予等の事項の条件などが地方税法から条例委任されたことにより、納税猶予等に係る納付、納入方法、担保の徴取の例外、納税猶予等の申請及び関係書類の訂正に係る訂正期限、申請による換価の猶予の申請期限を主な内容とする条例の一部改正です。

議案第８４号「土佐清水市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について」議案綴りの２３ページから２４ページです。

地方税法、地方税法施行令及び地方税法施行規則の一部改正が平成２７年３月３１日に公布されたことに伴い、６月議会で専決処分した報告の改正について、今回、施行前に再度、地方税法施行規則等の一部を改正する省令が、平成２７年９月３０日に公布されたことにより、納付書、納入書についてマイナンバー法に規定する法人番号等の記載について、削除となりましたので、一部を改正する条例の制定です。

議案第８５号「土佐清水市教職員住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について」議案綴り２５ページから２７ページです。

現在、１４戸ある教職員住宅は、入居が４戸（教員２戸、一般２戸）、空家が１０戸という状況であり、共済住宅７号及び共済住宅２３号から２６号の教員住宅は、老朽化が著しい状況であり、改築中の清水小学校の来客用駐車場として整備することを目的として、５戸の教職員住宅を教職員住宅管理条例より削除する条例の一部改正です。

議案第８６号「幡多広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び幡多広域市町村圏事務組合規約の一部変更について」議案綴りの２８ページです。

幡多広域市町村圏事務組合が共同処理する事務のうち、幡多広域市町村圏事務組合規約第３条に規定する組合の共同処理する事務に行政不服審査法第８１条第１項の規定に基づき、同法の規定によりその権限に属された事項を処理するための機関に関することを加える規約の一部変更について、地方自治法第２９０条の規定により議決を求めるものです。

議案第８７号「土佐清水市社会体育施設の指定管理者の指定について」議案綴り２９ページから３０ページです。

現在の指定期間が今年度末までとなっており、土佐清水市社会体育施設について、平成２８年４月１日から５年間、引き続き、特定非営利活動法人スポーツクラブスクラムを指定管

理者として指定することについて、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものです。

以上、ご審議につきまして、よろしくお願いをいたします。

○議長（永野裕夫君）　以上で、予算案並びに条例案等に対する内容説明を終わります。

日程第４、「陳情の付託について」を議題といたします。

今１２月会議において、本日までに受理した陳情は、お手元に配付しております陳情付託表のとおり所管の委員会へ付託いたします。

なお、付託した陳情につきましては、審議期間中に審議を願い、最終日までに結論を出すように申し添えておきます。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

次の本会議は、１２月１４日午前１０時に再開いたします。

なお、質疑並びに一般質問の通告の期限は、１２月９日午前１１時までであります ので、念のため申し添えておきます。

本日の会議はこれをもって散会いたします。お疲れさまでございました。

午前１１時１０分　　散　　会